

氏名（本籍）	島崎 剛（長崎県）		
学位の種類	博士（保健福祉学）		
学位記番号	甲第 52 号		
学位授与年月日	平成 30 年 3 月 31 日		
学位授与の要件	久留米大学大学院学則第 14 条第 1 項第 2 号による		
学位論文題目	特別養護老人ホームの「地域における公益的取組み」の在り方に関する研究		
論文審査委員会	主査	久留米大学教授	鬼崎 信好
	副査	久留米大学教授	辻丸 秀策
	副査	久留米大学教授	門田 光司

## I 論文内容の要旨・要約

わが国においては、人口の少子高齢化の進行に伴い、介護問題への対応が喫緊の課題となっている。特に「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025 年に向けて国民一人ひとりが重度な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていくことが可能となるように住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され適切なサービスを受けることができるように、①「地域包括ケアの推進」、②「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、③「多様な人材の確保と生産性の向上」、④「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」に取り組むことが課題となっている。

そこで、本論文は社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームの公益的取組みに係る現状と課題を探究している。社会福祉事業の経営母体である社会福祉法人とその事業体である社会福祉施設(特別養護老人ホーム)の公益的取組みを実証的に把握・分析している。このテーマ(社会福祉法人・施設が取り組む公益事業を巡る課題)は極めて up-to-date な論点を含んでおり、その意味において本論文は先駆的な研究と位置付けることができる。

本論文は、序章から終章までの 8 章で構成されており、第 1 章から第 3 章を

文献研究，第4章から第5章を量的研究，第6章を質的研究，終章を結論としている。

各章の内容を概観すると，次のように整理できる。

## 序章

序章では，研究の背景と問題の所在として，「2025年問題」や「制度の狭間の二ーズ」への対応等の社会的課題を背景とし，社会福祉法人の「地域における公益的取組み（以下，公益的取組み）」に焦点をあて，社会福祉法人制度改革および社会福祉法改正に伴い，社会福祉法人に如何なる取組みが求められるのかという問題意識を提示している。

なかでも，特別養護老人ホーム（以下，特養）に焦点をあて，2025年問題への対応としての「地域包括ケア推進」および制度の狭間の二ーズへの対応としての「地域の福祉課題解決」という，2つの社会的要請に答え得る公益的取組みとは，如何にあるべきかを論究している。

また，施設運営・経営上の課題を抱えている特養に対して，公益的取組みを実施するに当たっての具体的な方法はこれまで示されておらず，そのあり方は理論的検討に留まっていた。

したがって，本研究は特養における公益的取組みの推進モデルを開発するための基礎的研究と位置付け，公益的取組みを推進する要因を抽出し，実証することにより，特養における公益的取組みの在り方について論究することを目的としている。

研究方法は，3つの方法で実施している。第一に先行研究レビューを中心とした文献研究によって，公益的取組みの論点を整理した。第二に公益的取組みの実態と実施に有無に関する要因および促進要因を把握・検討するための量的研究を実施した。第三に特養における公益的取組みとしての地域福祉実践に対する質的研究によって，量的研究で検討した公益的取組みの推進要因の実証を試みている。

研究対象は，①特養，②公益的取組み担当者または生活相談員，③自治会の3つとしている。

倫理的配慮として，本研究は久留米大学倫理委員会の規定を遵守し，調査については久留米大学倫理委員会の承認を得て実施している。

用語の操作的定義として、本研究で視座とした「地域福祉実践」は、統一した定義が見られないため、先行研究と研究目的を踏まえ、「主たる社会福祉事業の展開を基本とし、その活動の中で把握された地域の福祉課題解決を図る公益的取組み」と操作的に定義している。

## 第1章 社会福祉法人制度改革と「地域における公益的取組み」

本章では、社会福祉法人における公益的取組みを巡る議論について、社会福祉法人創設の歴史的背景から昨今の社会福祉法人制度改革の動向を踏まえ、社会福祉法人に求められる公益的取組みの論点を整理することを目的としており、社会福祉法人及び社会福祉基礎構造改革に関する先行研究についての公益的取組みに着目して29点の先行研究をレビューしている。

結果として、社会福祉法人は、第一義的には創設期から社会福祉基礎構造改革期において、社会福祉の課題に対して民間性を発揮した課題解決を図ることが求められた。他方で、措置委託による規制を受けながらも自主的な運営を期待されるというアンビバレントな構造の中に置かれていたことが明らかとなった。

また、社会福祉法人は、経済社会情勢の変化や1990年代以降の一連の社会福祉政策の転換の中で、地域の福祉ニーズを把握し、開拓的な社会福祉事業を実施する役割を担うことで、公共性を高める必要性があることが明らかにされた。

さらに、社会福祉基礎構造改革後から現在の社会福祉法人制度改革においては、福祉サービスの市場化やなどを背景としたイコールフットイングの要求などを踏まえながら、多様な主体の参入により社会福祉法人そのものの存在意義が問われ、セーフティネットなどの役割の再構築および福祉ニーズに対する先駆的・開拓的な実践と経営管理能力の向上が求められてきたことが明らかにされた。

他方で、社会福祉法人の公益性とその独自性を、他の非営利法人と比較した上でどのように可視化するか、またその評価システム構築の必要性が問われていることも明らかにされた。

以上のことから、主たる社会福祉事業の提供を基本としつつ、その中で把握された地域の福祉課題解決に向けた地域福祉視点を持つ地域福祉実践であるこ

とと、主たる社会福祉事業の適切な運営に加え、公益的取組みを推進するための組織体制を整備することの必要性が示唆された。

(※本章は久留米大学大学院『比較文化研究論集 38 号』を加筆修正)

## 第 2 章 特別養護老人ホームにおける地域包括ケア推進

本章では、特養が社会的要請として期待されている「地域包括ケア推進」の論点を整理することを目的として、1970 年代後半から 1980 年代前半で活発に議論された「施設の社会化」概念を手掛かりとして、「施設の社会化」に関する先行研究をレビューしている。なかでも特に地域包括ケア推進に関する先行研究のうち、特養に関連する 22 点の先行研究をレビューしている。

結果として、特養は、一方において施設機能の開放やボランティアなどの住民参加の促進、地域における福祉教育の実施等を持って機能を果たすことに加え、職員の資質として地域組織化の技術の必要性が示された。他方において社会の変化及び福祉サービスの多元化・市場化等の政策転換の影響の中で、主たる介護サービスの提供に係る質の向上や組織運営体制に注力せざるを得ない状況にも置かれていた。

すなわち、入所者のケアの質の向上には寄与してきているものの、地域住民の主体的参加や地域住民との協働による地域福祉実践の展開は限定的であり、一部の特養もしくは地域に留まり、多くの特養で課題として残されたままの状況に置かれていたことが明らかにされた。

現在の特養は、地域包括ケアシステム構築に向けた政策の中で、特養の有する資源やノウハウを地域の中で有効活用し、地域の拠点として機能することが示されており、地域福祉の理念や視点を施設内外に浸透させる地域福祉実践によって、地域包括ケア推進における特養の存在意義を示すことの必要性も示されている。

したがって、特養が福祉サービス提供の多元化や市場化、在宅指向を含めた地域包括ケア推進が主導される構造にあって、改めて過去より積み重ねられた「施設の社会化」概念の具現化の実践としての方法、すなわち、コミュニティワークなどの地域生活支援の方法の実践を持って地域住民と協働し、地域住民の主体的な参加を促す地域福祉実践を展開する必要性が示唆されている。

(※久留米大学大学院「比較文化研究論集 39 号」を加筆修正)

### 第3章 特別養護老人ホームにおける公益的取組みと地域福祉実践

第3章では、第1章および第2章で整理した特養の公益的取組みと地域福祉実践の関係に対する理論的検討を目的として、地域福祉に関する先行研究のなかで、社会福祉施設と地域福祉との関係に関する先行研究および福祉コミュニティに関する先行研究、さらに地域福祉実践に関する先行研究をレビューし、「協働」を鍵概念として公益的取組みとしての地域福祉実践に関する論点を整理した。

結果として、「地域福祉の主流化」の時代にあって、特養は、公益的取組みの推進によって、改めてこれまで以上に地域との関係を強化していくことが求められていることが明らかとなった。すなわち、特養が「施設の社会化」を超えた地域福祉実践として、地域住民の「参加」や「協働化」を基盤として、組織構造の明確化と既存サービスの拡大による新たなサービス開発を行う必要があることが示された。

したがって、特養が公益的取組みとして住民との協働を可能にする共通の目標を、地域における生活支援システムの整備と位置付けることにより、特養と地域住民との協働が促進されることが示唆された。

他方において、地域における生活支援システムを構築するにあたり、住民の主体性と政策的な意図との関連性が示された。しかし、地域包括ケア推進は喫緊の社会的課題であり、運営・経営上の課題を抱える特養は、入居者のケアの質を担保しつつ、地域住民と協働し、地域生活支援システムを構築する地域福祉実践がどのような構造を持って展開されているかという点を実証することができた。

特養の公益的取組みと地域福祉実践の関係として、公益的取組みは、個別の支援から地域における生活支援システムづくりへ展開される取組みであり、地域住民との協働による展開が求められる。したがって、公益的取組みは、「地域福祉援助」による地域福祉実践として展開されることで、地域福祉推進装置としての機能を果たすことができると推察している。

また、第1章から第3章までの文献研究を踏まえ、特養における公益的取組みの論点として、以下の3点を示している。

すなわち、

- (1) 法人の主たる社会福祉事業における福祉サービスの提供を基本として、その中で把握された地域の福祉ニーズ解決を図る取組みの推進
- (2) 地域住民と協働した地域福祉実践の展開による地域包括ケア推進
- (3) 福祉サービスの適切な運営及び公益的取組みの推進を可能とする組織体制づくり

#### 第4章 特別養護老人ホームの「地域における公益的取組み」の実態と実施に関連する要因

本章では、特養に焦点をあて、公益的取組みの実態と実施の有無に関連する要因を把握・検討することを目的に、全国の特養より、都道府県別に2000箇所を層化無作為抽出し、施設の公益的取組み担当者宛に、無記名自記式質問紙を用いた郵送調査を実施し、その集計結果を踏まえて論究をしている。

公益的取組みの実態や実施に関連する要因については、全国社会福祉法人経営者協議会によって収集された実践事例をみると全国各地の多様な実践がなされているにもかかわらず、その実態が明らかになっていない。したがって、公益的取組みの実態を把握し実施に関連する要因を検討することは、今後公益的取組みの推進に寄与すると考えられる。

そこで、回答を得た357施設(18.3%)について、公益的取組みの実施群と未実施群の2群でクロス集計及び二項ロジスティック回帰分析を実施し、公益的取組みの実施の有無に関連する要因を検討した。

結果として、本調査における実施状況として、357件のうち225件(63.0%)が公益的取組みを実施していた。本調査は公益的取組み担当者を対象としており、回収率が18.3%と低かったことから、担当者が不在の場合に公益的取組みが実施されておらず、回答を得ることができなかったことが想定される。このように公益的取組みを実施していない施設が多いことも推察されるため、公益的取組みを推進するに当たり、促進要因や阻害要因の検討及び推進モデルの開発の必要性が示唆された。

公益的取組みの内容からは、取組みの対象として高齢者が最も多かったものの、「施設の社会化」概念に示されるような従来の施設機能を活用した取組みに加え、生活困窮者への支援など制度の狭間に置かれた生活課題への対応や高齢者に限定しない取組みも見られた。したがって、今後公益的取組みを展開する

に当たっては、対象を拡大していくことの必要性が明確となった。

公益的取組み実施有無の関連要因として、実施群と未実施群で「実施体制」と「推進状況」に有意差が見られた。なかでも、法人施設全体の組織的な体制づくりの必要性と、地域住民との協働による取組み推進の必要性が示唆された。

特に、地域住民との話し合い、地域住民との取組みの計画策定が公益的取組みの実施に関連していることから、地域住民との協議の場を持ち、公益的取組みを計画段階から協働する体制を整えることが、取組みの推進に寄与すると考察している。

※厚生労働統計協会「厚生指標 2018 年 4 月号（査読あり）」を加筆修正

## 第 5 章 特別養護老人ホームにおける公益的取組みの促進的要因

本章では、特養における公益的取組みの促進要因を抽出することを目的として、第 4 章で用いた量的データのうち、既に公益的取組みを実施している施設（225 施設）を分析対象とし、公益的取組みの実施体制と推進状況に焦点をあて、最尤法・Promax 回転による探索的因子分析及び抽出された因子間の下位尺度得点を算出し関連を検討している。

結果として、「地域福祉援助の展開」と「施設全体での組織的取組み」の 2 因子が抽出された。

第 1 因子は、地域住民に対する意識啓発や協働の取組みといった地域福祉の基盤づくりと利用者個別のニーズ把握からの地域の福祉課題の抽出や社会資源の開発といった地域を基盤としたソーシャルワークの実践を表す因子と解釈できるため、「地域福祉援助の展開」と命名した。

第 2 因子は、公益的取組みの実施にあたり、担当者のみならず施設長や担当ではない職員を含めた施設全体での組織的な取組みの実施を表す因子と解釈されるため、「施設全体での組織的取組み」と命名した。

また、これら 2 要因の下位尺度得点を算出し関連を検討したところ、有意に正の相関を示した。

したがって、特養における公益的取組みは、「地域を基盤としたソーシャルワーク」と「地域福祉の基盤づくり」という 2 つの概念で構成される「地域福祉援助の展開」と、担当者のみならず施設長や担当ではない職員を含めた施設全体での組織的な取組みを実施するといった「施設全体での組織的取組み」の 2

要因が促進要因であることが示唆された。

さらに、両者が相互に実践されることで、公益的取組みが促進されると考察している。

※日本社会福祉学会九州地域部会「九州社会福祉学第 14 号（査読あり）」を加筆修正

## 第 6 章 特別養護老人ホームの公益的取組みにおける「協働」の媒介構造 —自治会との生活支援サービス構築のアクションリサーチ—

本章では、第 4 章と第 5 章の量的研究によって抽出・検討した特養における公益的取組みの実施の有無に関連する要因及び促進要因を実証することを目的として、公益的取組みとしての地域福祉実践に対する質的研究を実施している。

地域包括ケアは、住民主体の生活支援システム構築を一つの目標として、地域住民の主体的な参加と専門職・機関との協働により推進される必要性が示される一方で、協働には住民の主体性と政策的な意図との二律背反な構造が示唆されている。

しかし、地域包括ケア推進は喫緊の解決すべき社会的課題であり、運営・経営的課題を抱える特養が、入居者のケアの質を担保しつつ、公益的取組みとして地域住民と協働した地域生活支援システム構築を図るにあたり、協働の構造は理論的検討に留まっていた。

そこで、特養の公益的取組みにおける地域住民との協働の構造を明らかにするため、アクションリサーチを手がかりとして、A 特養が B 自治会と協働で開発した生活支援サービス構築のプロセスを、特養と自治会双方の視点から分析している。

A 特養の実践事例の分析には、コミュニティワークのプログラム・プロセス分析を実施した。また、B 自治会の取組みには、フォーカスグループインタビューを行い、定性的コーディングを実施した。それらの結果をもとに、「協働」の媒介構造を検討した。

結果として、A 特養の公益的取組みにおける地域福祉実践のプロセスは「地域福祉推進部門設置」、「ニーズ把握のアウトリーチ」、「組織全体での取組み」、「住民主体化の支援」が展開されていることが明らかとなった。また、B 自治会の生活支援サービス構築プロセスとして「地域の基盤」、「ニーズキャッチ体

制」,「組織結合化」,「住民主体の計画づくり」が展開されていることが明らかとなった。

さらに,協働の媒介構造として「地域福祉の活動基盤」,「共有・協議の場」,「組織的取組み」,「地域福祉実践」という4要因が抽出された。したがって,この4つのプロセスを特養と自治会が共に歩むことの必要性が示された。

※日本生命済生会「地域福祉研究No.6」(査読あり)を加筆修正

## 終章

終章では,結論として,特別養護老人ホームの「地域における公益的取組み」は,地域住民と協働した地域福祉実践を,施設入所者や利用者個別のニーズに対する支援と地域の福祉課題を解決するための基盤づくりとを相互に実践する地域福祉援助によって展開し,さらにそれを施設全体での組織的取組みとして実践する取組みであることを実証した。

また,地域包括ケア推進に当たっては,特養における公益的取組みとしての地域福祉実践が,有用であることを示されている。

## Ⅱ 論文審査の要旨

社会福祉法人が経営する特養の「地域における公益的取組み」は,本研究によって実証された「地域福祉援助の展開」や「施設全体での組織的取組み」の2要因に示されるように,地域住民と協働した地域福祉実践を,施設利用者や利用者個別のニーズに対する支援から地域の福祉課題を支援する地域福祉援助によって展開し,さらに施設全体で組織的に取り組むことによって推進される取組みであると云える。また,地域包括ケア推進に当たっては,本研究によって実証された特養と自治会との「協働の媒介構造」に示されるように,特養における公益的取組みとしての地域福祉実践が取組みの推進要因として有用であることを実証している。

島崎氏は,後期博士課程の3年目(9月末までの博士論文提出締切日を考えれば2年6ヶ月)で博士論文を請求できるまでに研究に取り組んでいることを評価できる。本論文の完成もさることながら,論文が本論文提出の際に3篇あり,これら以外に3篇が査読中であった。2018年1月末現在では,査読有りの

論文が3篇になっている。査読が終了し、掲載予定証明書が出る論文は、①『厚生生の指標』に所収(発行2018年4月発行、厚生労働統計協会)、②『地域福祉研究(第45号)』に所収(2018年3月発行、日本生命済生会)、③『九州社会福祉学(第14号)』に所収(2018年3月発行、日本社会福祉学会九州部会)となっており。計6篇の論文の業績とカウントできる。

以上のことから、島崎氏の研究に対する努力とその足跡を評価することができる。

島崎氏の今後の研究課題を記すことにする。

第一は本研究テーマとして「地域における公益的取組み」を設定しているが、社会福祉法人・施設の公益的活動の実践例を丁寧に収集しなければならない点である。社会福祉法人・施設の公益的活動は社会福祉法に規定されて1年程度であり、その実態が必ずしも十分に明らかでないために、氏は量的調査によって実態を把握し、質的研究によって実証する演繹的な研究デザインを選択した。しかし、文献研究においても、先行研究が少なく、同義として捉えられる「地域貢献活動」や「地域福祉実践」など、定義が多岐にわたる先行研究に依拠して検討を進めざるを得なかった。その意味では、今後の実践例の集積を待たなければならない。また、本研究は全国の特養(2017年末現在で約1万施設)を対象とした横断調査であったが、公益的取組みが施行後一年で担当者が不在の施設も多かったものと考えられ、回収率が18.3%(郵送法による調査はやく30%となることが多い)に止まった。そのため、結果の一般化には十分な検討を要すると云える。さらには、特養における公益的取組みの実態を把握するデータは少ないため、本研究を基礎資料とし、公益的取組みの具体的内容やプロセスについて、事例調査を含めた縦断調査や他の社会福祉法人や他の主体と連携した事例等の検討を視野に入れ、研究を精緻化し、特養における公益的取組みの推進によって、地域の福祉課題解決に寄与できるよう研究の深化を図る必要もある。

第2は質的研究として、アクションリサーチを選択したが、単一事例のみを取り扱ったため、一般化には注意を要することである。また、本研究では対象を特養に限定したため、社会福祉法人における公益的取組みを代表するものとは言えないことにも留意をしなければならない。さらには特養の公益的取組み

としての地域福祉実践はデータが少ないため、本研究で得た知見をもとに、今後は地域特性や施設特性、実践プログラム内容など多方面からの検証を行い、特養における公益的取組みの推進モデルの開発を期待したい。

### Ⅲ 論文審査結果の要旨

島崎 剛氏の博士学位請求論文を、審査委員3名が慎重に審査し、2018年1月10日(水)17時～18時、2月7日(水)13時～14時30分に口頭試問を行った結果、博士学位論文として十分に合格の水準に達しているとの評価で一致したので、ここに下記の判定及び評価を付し報告する。

判定(合格)

評価(B)

審査委員会	主査	鬼崎	信好
	副査	辻丸	秀策
	副査	門田	光司